

今後の障害者支援のあり方
～障害者自立支援法の見直しに当たって～

障害者自立支援法について

1 利用者負担

- 負担軽減の時限措置（特別対策（H19.4～H21.3）、緊急措置（H20.7～H21.3））を恒久的な制度とするとともに、恒久化に当たっては、利用者にとって分かりやすい制度とすること。
- 利用者負担の問題は、利用者の収入・所得の保障と表裏一体の問題であることから、就労支援策や工賃向上策、障害年金の検討など、利用者の収入・所得保障の在り方と一体的に検討を行うこと。

2 事業者の経営基盤の強化

- 平成21年4月の報酬単価・人員配置基準の改正に当たっては、地域での自立した生活を前提に、全国レベルの経営実態調査の結果を踏まえて、サービスの質の向上、良質な人材の確保、経営の安定化を図ることができるようにすること。
- 特に報酬改定に当たっては、法施行前の収入が確保できるよう配慮すること。

3 障害程度区分認定

- 障害程度区分の調査項目に、知的障害及び精神障害の特性を反映する項目を導入すること。
- 市町村審査会で1次判定を変更する場合、市町村間で著しい格差が生じないよう、全国的な平準化を図るためのマニュアルや事例集を作成するなど、2次判定の際の判定基準の整備を図ること。
- 障害程度区分認定による利用できるサービスの制限を見直し、サービス利用については、相談支援（ケアマネジメント）により決定する仕組みにするとともに、すべての障害福祉サービス利用者に、指定相談支援事業者によるサービス利用計画作成費が算定できるよう基準を拡大すること。

4 施設入所と地域移行

- 地域での生活を支える基盤整備（グループホーム等）の充実を図ること。
- 身体障害者についても、グループホーム、ケアホームの利用対象とすること。
- 重症心身障害者の地域移行を推進するための措置として報酬等の加算に配慮すること。

5 精神障害者支援施策

- 身体障害者や知的障害者と同等の支援となるよう、精神障害者の自立及び社会参加を促進するため、公共交通機関の運賃、有料道路料金の減免等の実施について、関係機関への働きかけを行うこと。
- 精神障害者が利用できる事業所を拡大し、精神障害者社会復帰施設等に新体系への移行を促すため、報酬単価・人員配置基準を精神障害者の特性を考慮して改定すること。

6 地域生活支援事業

- 地域生活支援事業に積極的に取り組めるよう、地域生活支援事業国庫補助金について、地域の取組状況を踏まえた配分と十分な財源を確保すること。

就労支援について

1 福祉部門と労働部門の連携強化

- ハローワークを中心とした関係機関との連携による「チーム支援」と就労定着のための継続的な支援の充実強化を図ること。

2 就労支援を担う人材の育成

- ジョブコーチの人員充実とともに、就労支援を担う人材の育成を図ること。

3 発達障害者の就労支援

- 発達障害者の就労を促進するため、障害者雇用率の算定に加えるなど制度の見直しを図ること。

その他の障害者支援策について

1 障害児のサービス体系

- 障害児支援の見直しに当たって、関係機関の意見を反映させるとともに、ライフステージに応じて一貫した支援が行われるように施策の充実努めること。
- 障害児施設の入所に関する措置の判断基準の明確化を図ること。

2 発達障害者支援施策

- 障害者自立支援法の支援対象者の範囲に含め、必要なサービスを受けられるようにすること。
- 発達障害に関する専門職員（医師、保健師、保育士、教員等）の養成の充実を図ること。

人口の少ない県における障害者自立支援法の課題

20. 8. 20
鳥 取 県

1 小規模作業所の新事業体系の移行が進まない

- ・ 県内の小規模作業所 67 か所のうち、利用者 9 人以下の作業所が 39 か所（約 60%）
⇒ 新事業体系サービスへの移行が進んでいない。
- ※ 20 年度に定員要件が緩和されたが、それでも利用者の確保が困難な状況。
 - ・ 将来的にも利用者の確保の見込みが困難と認めた地域において、知事が特に認めた場合

<要望>

人口の少ない地方の実情を踏まえ、定員要件の更なる緩和及び地域の実情に応じた報酬の設定

2 ケアホーム等の夜間支援加算の見直し

- ・ 現行の加算額は不十分で、夜間支援体制を確保する事業所に対して県単独で助成（1,200 円/日・人）
【参考：介護保険の認知症対応型共同生活介護（グループホーム）との報酬の比較】

[障害者]	[高齢者]
ケアホーム（障害程度区分 4）	グループホーム（要介護 3）
4,820 円/日・人	8,650 円/日・人
※日中に他のサービスを利用することも可	

※ケアホームの報酬には夜間支援員加算（520 円/日・人）、小規模夜間支援体制加算（650 円/日・人）、基金による重度障害者補助（650 円/日・人）を含む

<要望>

夜間支援員を配置するのに十分な加算額を設定すること

3 経過的児童デイサービス事業所の制度化

- ・ 県内の多くの事業所が、就学前児童の 7 割確保が困難であり、経過的児童デイサービス事業所（Ⅱ型）の報酬単価が適用されており、運営が困難。〔Ⅱ型 9 か所/15 か所〕
【参考：定員が 10 人以下（小規模）の報酬単価】

平成 18 年 9 月までの報酬単価	平成 18 年 10 月以降の報酬単価	
	I 型	Ⅱ 型
5,280 円/日・人	7,540 円/日・人	4,070 円/日・人

※ I 型は就学前児童を 7 割以上受け入れている事業所

Ⅱ 型は主に就学児童を受け入れている事業所で 20 年度までの経過措置

<要望>

- ・ 就学前児童の確保が困難な地方の事業所が安定的に運営できるように、経過的児童デイサービス事業所（Ⅱ型）を恒久的な制度とすること
- ・ 就学児童の放課後を支援するサービスも少ないことを踏まえ、人口の少ない地方でも事業実施が可能となるような新たな仕組みを構築すること

障害者自立支援法の見直し等について

平成20年8月20日
全国市長会 社会文教委員長
(磐田市長) 鈴木 望

1 地域生活支援事業について

- (1) 地域ごとのサービス格差の解消やサービス利用者の公平性・継続性の確保。
- (2) 地域の実態を踏まえた十分な予算額の確保（超過負担の解消）。

2 施設整備に対する財政措置について

障害者（児）の多様なニーズに適応した福祉施設の整備に対する十分な財政措置。

3 報酬の見直しについて

- (1) 事業所の安定的な運営を確保。
- (2) 地域における利用者の公平性や利用実態を十分踏まえた対応。

4 自立支援法施行後3年目の見直しについて

- (1) 今後の制度変更については、地方の意見や実情を反映。
- (2) 国民の理解と信頼が得られるよう、内容周知の徹底に十分な準備期間の設定。
- (3) 制度変更に伴う経費やシステム改修経費等に対する十分な財政措置。
- (4) 国の都合による制度変更については、地方に負担転嫁することなく国の責任における万全の財政措置。